

別表 1（第 5 条関係）

種別	支援金の算定方法
児童養護施設	令和 5 年 1 0 月 1 日時点の措置児童数×3 食×1 8 3 日×2 7. 7 円
乳児院	
児童心理治療施設(入所)	
自立援助ホーム	
ファミリーホーム	
児童心理治療施設(通所)	令和 5 年 1 0 月 1 日時点の措置児童数×1 食×1 0 4 日×2 7. 7 円
ショートステイ等実施施設※ ¹	【ショートステイ】 令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間において児童の利用があった延べ日数×3 食×2 7. 7 円 なお、延べ日数について、各利用の開始日及び終了日をそれぞれ 0. 5 日として換算する。
	【トワイライトステイ】 令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間において児童の利用があった延べ日数×1 食×2 7. 7 円
里親	令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間において児童の委託があった延べ日数×3 食×2 7. 7 円
一時保護実施施設※ ¹	
指定障害児入所施設等※ ²	令和 5 年 1 0 月 1 日時点で入所する児童数×3 食×1 8 3 日×2 7. 7 円
児童発達支援センター※ ³	令和 5 年 1 0 月の食事提供実績数×6 箇月×2 7. 7 円

※¹ ショートステイ等実施施設、一時保護実施施設については、交付対象期間中の委託（利用）日数実績に基づき交付する。

※² 入所する児童数は、入所者のうち、平成 1 7 年 4 月 2 日以降に生まれた者の数とする。

※³ 新型コロナウイルス感染症の影響により一部又は全部を休所（以下「休所等」という。）したことにより、食事提供ができなかった日がある場合は、以下の算定方法により食事提供実績数を算出するものとする。ただし、算出後の食事提供実績数に 1 食未満の端数があるときは、その端数分は切り捨てるものとする。

・食事提供実績数の算出方法

令和 5 年 1 0 月の実食事提供数÷（運営規程に定める営業日－休所等の日数）×運営規程に定める営業日